

奈良県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十九号

奈良県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十七年三月奈良県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表奈良県立奈良病院の項及び奈良県立三室病院の項を削り、同条第二項の表奈良県立奈良病院救命救急センターの項、奈良県立奈良病院附属看護専門学校の項及び奈良県立三室病院附属看護専門学校の項を削る。

第五条を削る。

第六条中「第四条第一項」を「前条第一項」に改め、「（前条第二項の規定により取り崩すことができる部分を除く。）」を削り、同条を第五条とし、第七条から第十一条までを一条ずつ繰り上げる。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。